

令和3年度武蔵野市男女平等推進審議会評価(令和2年度実績分)

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-1 男女平等の意識づくり		○
施策(1)	男女平等の意識啓発(★)	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・武蔵野地域自由大学正規科目としてジェンダーに関する講座を実施したほか、男女平等推進センターで男女平等推進センター企画運営委員会等から広く意見を求めて講座等を実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。</p> <p>・男女共同参画週間事業は、男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、記念講演会や映画上映会、団体公募企画など一連の企画を男女共同参画フォーラムとして実施した。●関係団体や市民と協働するという理念を大切にして今後も取組を進められたい。</p> <p>・映画は先進諸国の女性の地位向上に関して国際的理解を深めるものであった。●男女平等について気づきや学びを得るという観点から様々な国に着目されたい。</p> <p>・女性に関する暴力をなくす運動に合わせ、図書館3館で特設展示を行った。</p> <p>・男女平等推進情報誌まなこを2回発行した。コロナ禍の影響により発行回数は例年より1回少なかったが、コロナ禍の家族関係についての特集を組むなど時宜を得た内容とした。市民会館文化祭や各種パネル展実施の機会に合わせて、まなこを紹介するパネルを展示し認知度向上に努めた。</p> <p>●一般的にウェブを活用した事業が増えている。再生回数やフォロワー数などが分かると良いので今後の課題とされたい。</p>	

		評価
基本施策1-2 男女平等教育の推進		○
施策(1)	男女平等の視点に立った学校教育の推進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>・男女平等教育の推進については、特別の教科道徳の時間を使い、小学校第6学年で、異性について理解し、互いに信頼し学び合い友情を深める内容の授業を行った。中学校第1学年では異性への理解を深め、互いの個性を尊重し、ともに成長することのできる深い友情を構築する態度を育む授業を行った。</p> <p>・人権教育の充実を図る研修の実施については、人権教育プログラムを活用して校内研修を全校で実施した。市人権教育推進委員会において人権課題に関する授業実践を行った。男女平等の前提となる人権を尊重する態度に資する授業を全校で行った。</p> <p>・生活指導・進路指導・キャリア教育の推進については、自分や友達の良さを認め合い、励まし合い、自分と異なる意見を理解し、相手の立場になって考え行動する心を育てるとともに、6月の就職差別解消推進月間には男女平等も含めて教職員の啓発を図った。</p> <p>・発達段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。東京都教育委員会が「性教育の手引き」を示しているので、その内容について周知を図り、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくことが必要であると考えられる。</p>	

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

		評価
基本施策1-3 性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり(新規)		○
施策(1)	性の多様性に関する理解の促進(★)	○
施策(2)	性的マイノリティ等への支援(新規)	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)性の多様性に関する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性の多様性に関する映画上映や、LGBT啓発パネル展を実施し、理解促進を図った。 ・性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言「レインボームサシノシ宣言」のパネルを掲示したほか、図書館や男女平等推進センターにおいて性の多様性に関する図書展示を行ない啓発を図った。なお図書展示は、性の多様性に関する映画上映会に合わせて行うことで啓発効果を高めることを狙い、人権週間ではない時期に行った。 ・性の多様性理解のための職員研修を行ない理解促進を図ったほか、研修参加者に啓発バッジを配布するなどの取り組みを行った。 <p>施策(2)性的マイノリティ等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーや市派遣相談員と連携し性的マイノリティを含め広く個別的支援を行った。●今後、学校における全体的な取り組みや、●授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。●性同一性障害という用語については、WHO、国、東京都の動向にも留意しつつ市として統一した用法がまとめられると良いので検討されたい。 ・性的指向・性自認に関する「にじいろ電話相談」は電話相談に加えて面談による相談を開始し、充実を図った。●ツイッターによる周知の工夫は評価できる。 ・パートナーシップ制度の導入について男女平等推進審議会に諮問をした。10回にわたる審議、中間報告書作成、パブリックコメント募集、コミセンでの住民説明会を14回実施するなど、丁寧な過程を経て報告書がまとめられた。男女平等の推進に関する条例を改正してパートナーシップ制度を位置付けるべきとの内容であった。 	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-1 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち		○
施策(1)	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)	○
施策(2)	男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 【16】子ども政策課や男女平等推進センター、産業振興課はワークライフバランスに関する講演会の動画配信を行った。人事課は夏季休暇前と10月に部署ごとの年休取得状況を管理職に通知し職員の積極的な有休取得を促した。 【17】男女平等推進センターでは「まなこ」109号で「中学生のための放課後カフェをつくりたい」で男性の地域参加について取り上げ、意識啓発を行った。また110号では「今までの男と女にまつわる「べき」から脱しよう」の記事で自分らしい生き方についての意識啓発を行った。</p> <p>施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進 【18】コロナ禍の影響で、講座は中止したが地域の子育て拠点などに男性の参加があった。 【19】未 【20】男女平等推進センターでは講座「夫婦で家事シェア」を実施し男性の家事参加への理解促進を図った。 【21】未 【22】未</p>	

		評価
基本施策2-2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進		○
施策(1)	地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進	○
施策(2)	ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組	○

男女平等推進審議会の講評	
<p><u>施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進</u> 【23】管財課では工事請負契約の入札において男女平等の推進の項目に入れる総合評価方式の検討委員会を立ち上げ制度の見直しを図った。 【24】産業振興課では、ワークライフバランス啓発の講演会「60歳からのワーク&ライフ充実術」を動画配信したほか、男女平等推進センターでは「女性のための再就職支援セミナー&個別相談会」をしごと応援テラスと共催で実施した。 【25】産業振興課では育児・介護休業制度の企業への普及の促進について、関係機関のチラシ配架・配布、市報・ホームページでの情報掲載を行った。</p> <p><u>施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取り組み</u> 【26】男性の育休取得率は60%以上が目標のところ、令和2年度は63.6%で達成できた。男性の育児休業取得促進については、人事課で「出産子育てハンドブック」を活用した制度の案内を行ったほか、介護休暇制度を一覧にまとめ周知を行った。 【27】超過勤務は多い状況が続いており、人事課で特定事業主行動計画推進委員会専門部会を開催し、超過勤務削減に係る取り組みについて、これまでの成果と課題の整理、改善策や代替案等について検討した。 【28】働き方の見直し促進について、育児休業取得者懇談会の実施や、時差勤務の通年施行などを行った。交代制在宅勤務後に課題やニーズを把握するための職員アンケートを実施し、在宅勤務の方向性について関係課と協議・共有した。●配偶者同行休業を海外出張だけでなく国内出張への同行でも利用可とすることも制度拡充の方策の一つとして有り得る。</p>	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-3 子育て及び介護支援の充実		○
施策(1)	子育て支援施策の充実(★)	○
施策(2)	介護支援施策の充実	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)子育て支援施策の充実 【29】子ども政策課では、新たな子育て支援拠点事業の検討を行い、【33】子育て世代包括支援センターの設置に向けて健康課、0123施設との連携体制を構築した。【30】また、各保育園で子育て支援イベントを実施し、栄養士や保健担当が参加者からの相談にも応じた。【31】子育てひろばに関わる団体等とのネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を行った。なお講座や研修はコロナ禍の影響により一部中止とした。【32】ファミリー・サポートセンター事業はサポート会員養成講座を前期は中止、後期は実施した。ファミリー会員もサポート会員も増えている。</p> <p>【34】未 【35】未 【36】児童施設少年課では、子どもクラブの増築や増設などの整備を行った。 【37】子ども家庭支援センターでは、産前産後ヘルパー事業を実施し家事援助などを行った。● 利用期間を産後90日間から産後6か月に拡充するよう、令和3年度に向けて取り組んだことは評価できる。今後、ファミサポ講座の内容の充実に期待する。 【38】未</p> <p>施策(2)介護支援施策の充実 【39】～【43】未</p>	

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

		評価
基本施策2-4 あらゆる分野における女性の活躍の推進		○
施策(1)	政策・方針決定の場への女性の参画の促進(★)	○
施策(2)	女性の再就職支援・起業支援	○
施策(3)	女性の地域活動・防災活動への参画促進	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画の推進</p> <p>【44】市役所内の審議会等における女性委員割合の向上について、庁内推進会議で参画促進を依頼するとともに、各課あて事務連絡により啓発を図った。</p> <p>【45】女性管理職は10%で大きく変化はない。人事課では育休中の職員にも昇任試験の受験機会を提供するため、個別に案内を行った。●女性管理職の比率が少ない問題は超過勤務時間が多いことと関連があると考えられる。超過勤務縮減の取組など引き続き努力されたい。</p> <p>【46】女性の校長・副校長の割合は38.9%である。</p> <p>施策(2)女性の再就職支援・起業支援</p> <p>【47】産業振興課では東京しごとセンターとの共催による託児付の再就職パソコンセミナーや、ハローワーク、三鷹市との共催による託児付就職セミナー、面接会を実施した。また、男女平等推進センターでは、女性のための再就職講座等を行ったほか、都しごとセンターの再就職講座などのチラシを配架した。</p> <p>【48】「地域包括ケア人材育成センター」では、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報の提供を行った。</p> <p>施策(3)女性の地域活動への参画促進</p> <p>【49】未</p> <p>【50】未</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援		○
施策(1)	暴力の未然防止と早期発見(★)	○
施策(2)	相談事業の充実(★)	○
施策(3)	安全の確保	○
施策(4)	自立支援	○
施策(5)	推進体制の整備	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)暴力の未然防止と早期発見 【51】子ども家庭支援センターでは関係課と連絡を取り配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努めた。DVの相談は398件。昨年より増えた。特別定額給付金支給のために相談記録が必要とされた人達がいたこと、また同一の人が何回も相談を受けたことが原因。 【52】若年世代に向けてのデートDVの啓発に関しては、デートDV公開講座を成蹊大学と共催して実施したほかデートDVカードを大学に配布した。【53】「女性に対する暴力をなくす運動」期間には市民会館、市役所、武蔵野プレイスでのパネル展示を行ったほか、各図書館での関連図書展示、啓発講座などを行った。【54】まなこ110号で女性の相談に携わる相談員の記事を掲載し、相談窓口の情報提供も行った。</p> <p>施策(2)相談事業の充実 【55】男女平等推進センターでは、女性総合相談、女性法律相談を実施した。【58】相談カードをより見やすいものに更新したほか、市役所内の電光掲示板で相談窓口の広報を実施した。【59】男性相談については東京ウィメンズプラザの案内を行った。【56】【60】子ども家庭支援センターの親家庭相談担当と男女平等推進センター女性総合相談担当が情報共有、連携強化を図っている。また、庁内連絡会議を開催して情報を共有し、関係課と相談・連携し支援を行った。【57】外国人相談者の支援は、貸出翻訳機を利用したり、他機関に通訳を依頼して行った。●加害者向けの啓発や教育、セミナー、相談窓口について今後の検討課題とされたい。</p> <p>施策(3)安全の確保 【61】子ども家庭支援センターでは、東京都や警察等と連携し、13世帯17人の緊急一時保護を行った。【62】住民情報システムにより関係各課でDV被害者情報を共有し、被害者情報の保護を行うとともに、庁内連絡会議において課題の整理と情報共有を行った。</p> <p>施策(4)自立支援 【63】【64】【65】【66】子ども家庭支援センターでは、必要に応じて相談員による同行支援や連絡調整を行い、一貫した支援を行った。うとともに、医療ケアが必要な被害者について、医療機関と連携して受診や入退院の支援を行った。また関係機関と連携し、子どもに対する心理的なケアを行った。</p> <p>施策(5)推進体制の整備 【67】子ども家庭支援センターでは、配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議を開催して課題の整理と情報共有を行うとともに、各課と連携してマニュアルの改訂を行った。【68】東京都が実施する、近隣市、警察との関係機関連絡会などはコロナ禍の影響により実施できなかったが、書面開催など工夫して情報交換や連携を図った。【69】男女平等推進センターでは緊急性のある事案に関して子ども家庭支援センターと連携・情報共有を図った。【70】【71】都が主催した人権課題研修に職員を参加させたほか、子ども家庭支援センターの相談員が東京都等が実施する研修に参加した。【72】男女平等推進センターで女性総合相談、女性法律相談を実施したほか、子ども家庭支援センターでは暴力被害者の自立を促進するための支援を行い、緊急時には各機関と連携して一時保護を行う等、安全確保に努めた。</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-2	性に関するハラスメントやストーカーへの対策	○
施策(1)	性に関するハラスメントやストーカーへの対策	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>【73】【75】【77】男女平等推進センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせセクシュアル・ハラスメントに関する図書の展示を実施したほか、啓発講座を実施した。また、女性総合相談や情勢法律相談を実施した。</p> <p>【74】子ども家庭支援センターでは、警察と連携して被害者支援を行った。</p>	

		評価
基本施策3-3	特ぶ困難な状況にある人への支援	○
施策(1)	ひとり親家庭等への支援(★)	○
施策(2)	高齢者・障害者の方への支援	◎

男女平等推進審議会の講評	
<p><u>施策(1)ひとり親家庭等への支援</u></p> <p>【78】子ども家庭支援センターでは、第五次子どもプラン武蔵野の策定に合わせて見直しを行った、ひとり親家庭の自立促進計画に基づき、体系的に相談・支援を行った。</p> <p>【79】児童手当等の各種手当、助成、各種福祉資金の貸付を行い経済的な支援を行った。【80】また、就業訓練や就職活動時、就業時のホームヘルプサービスを行い、総合的に自立支援を行った。</p> <p>【82】コロナ禍の影響により事業開始は遅れたが、家庭訪問による学習・生活支援を行った。【83】さらに、就職活動や資格取得を希望する方に自立支援プログラムを作成し、ハローワーク等関係機関と連携して支援を行った。</p> <p><u>施策(2)高齢者・障害者の方への支援</u></p> <p>【84】未</p> <p>【85】未</p> <p>【86】消費者被害防止に関して、消費生活センターで1000件以上の電話相談を受けた。また市内の施設等での出前講座、リーフレットの配布を行った。悪質商法被害防止街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。むさしのFMでの「かしこい消費者」の放送、市報にコラム「消費生活センター相談の窓口から」を掲載し、啓発を図った。</p> <p>【87】未</p>	

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

		評価
基本施策3-4 女性の生涯にわたる健康施策の推進		○
施策(1)	各種健康診断の充実	◎
施策(2)	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)各種健康診断の充実 【88】未 【89】未 【90】未 【91】未</p> <p>施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 【92】男女平等推進センターでは、講座「しっかり学んで話そう思春期のカラダとココロ」を開催し啓発を図った。 【93】発達の段階を踏まえた性に関する指導の実施については、小学校では体の発育・発達や思春期の体の変化について指導し、発育の違いなどについて肯定的に受け止めることが大切であることに触れた。中学校では教科書を活用し、生殖に関わる機能の成熟について指導した。</p>	

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-1 計画推進体制の整備・強化		○
施策(1)	「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進	◎
施策(2)	市民参加による男女平等の推進	○
施策(3)	庁内推進体制の整備	◎
施策(4)	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)	◎
施策(5)	男女共同参画情報誌等の発行と周知	○

男女平等推進審議会の講評	
<p>施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進 ・男女平等の推進に関する条例のワークブックを市立小学校第6学年に配布、条例のガイドブックを市立中学校3学年に配布をし、条例の周知及び理解の促進を図った。</p> <p>施策(2)市民参加による男女平等の推進 ・男女平等推進登録団体に活動補助金を交付し、2団体が講座を実施した。男女共同参画フォーラムでは団体紹介のパネル展を実施し市民活動の支援を行った。 ・武蔵野市男女平等推進審議会を公募市民を含めて設置し、パートナーシップ制度の導入に関する検討や、第四次男女平等推進計画の令和元年度分の実施状況評価を行った。 ・男女平等推進センター企画運営委員会と協働して「男女共同参画フォーラム2020」を実施した。 ●市民団体のオンラインを活用した活動を支援することも大切。</p> <p>施策(3)庁内推進体制の整備 ・男女平等庁内推進会議、同幹事会を開催し、第四次男女平等推進計画の進行管理を行った。 ・第四次男女平等推進計画に関する推進状況調査を行い、男女平等推進審議会に報告したほか、HPで公表した。 ・職員を対象とした性の多様性理解のための研修や、ハラスメント防止研修を実施した。</p> <p>施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ・女性総合相談、女性法律相談、にじいろ電話相談を実施した。にじいろ電話相談については新たに面談での相談を開始した。 ・男女平等推進センター企画運営委員会等と連携を図りながら講座等を企画・実施し、男女平等意識の醸成を図った。コロナ禍のため一部講座をオンラインで行うなど工夫をして実施した。 ・講座参加者に関連情報を提供することにより、まなこサポーター登録につなげた。講座参加者のうち希望者に、定期的にメールマガジンを送付しフォローアップを図った。</p> <p>施策(5)男女共同参画情報誌等の発行と周知 ・男女平等推進情報誌まなこを2回発行した。コロナ禍の影響により発行回数は例年より1回少なかったが、コロナ禍の家族関係についての特集を組むなど時宜を得た内容とした。市民会館文化祭や各種パネル展実施の機会に合わせて、まなこを紹介するパネルを展示し認知度向上に努めた。</p>	

基本目標Ⅳ 男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち

		評価
基本施策4-2 男女平等の視点に立った表現の浸透		△
施策(1)	メディア・リテラシーの向上	△

男女平等推進審議会の講評	
<p>・地域自由大学正規科目としてメディアリテラシーに関する講座を実施した。 メディア・リテラシーに関する市立小・中学校の授業実践等について情報共有し、教職員のリテラシー向上を図るとともに、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりをとおして、児童・生徒の情報モラル教育の充実を図った。市民向けにメディア・リテラシーについての講座を実施し、意識啓発を図った。 ・主に市報作成において、各課の原稿が適切であるかを確認しながら発行した。●今後表現ガイドラインの作成に向けた工程を明らかにし、着実に取り組まれない。</p>	